

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号				
手続名	土地改良区役員の解任	根拠条項	第 1 3 4 条第 3 項				
処 分 基 準	<p>下記に掲げる場合において、土地改良区の役員を解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 1 3 4 条第 2 項の規定に基づく県知事による土地改良区の役員の全部又は一部の改選命令に違反したとき。 <p>（土地改良法第 1 3 4 条第 2 項に基づく土地改良区役員の改選命令） 土地改良区が土地改良法第 1 3 4 条第 1 項に基づく必要措置命令に違反したときは、県知事は、土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	農地整備課	交付 機関	農地整備課	目次	1 2